

## 第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 NPOかなびの丘

### ②評価調査者研修修了番号

S18060

SK18223

### ③施設名等

名称：	田島童園
施設長氏名：	下川 隆士
定員：	本園：44名・地域小規模：6名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	大阪市生野区林寺5丁目11-24
T E L：	06-6731-2321
U R L：	<a href="https://tashimadouen.org/">https://tashimadouen.org/</a>
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1932/10/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 田島童園
職員数 常勤職員：	49名
職員数 非常勤職員：	7名
有資格職員の名称（ア）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（イ）	公認心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（ウ）	管理栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称（カ）	保育士
上記有資格職員の人数：	22名
施設設備の概要（ア）居室数：	[本体施設] 20室 「地域小規模」 3室
施設設備の概要（イ）設備等：	多目的ホール 自活訓練室
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

### ④理念・基本方針

<p>[運営理念]・子どもたちの主体性を大切にします。</p> <p>・関係機関との連携、地域との繋がりを大切にします。</p> <p>[養育理念]・自分も相手も大切にできる子ども</p> <p>・人への感謝を大切にできる子ども</p> <p>・将来の目標や夢をもてる子ども</p>	<p>・最善の自立支援を目指します。</p> <p>・家族への支援を大切にします。</p> <p>・人との繋がりを大切にできる子ども</p> <p>・自主性を持って生活できる子ども</p>
---	--

### ⑤施設の特徴的な取組

◆発達心理学や養育・支援者としてのあり方など、期待する人物像に基づいた園独自の内容での研修を実施しています。

◆勤続年数や役職で三層に分け、5段階での「自他評価」を実施しています。自身の評価だけではなく他者からによる客観的な評価を加味して、フィードバックが行なわれています。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2021/11/8
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2022/3/22
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 29 年度

## ⑦総評

### 【法人・施設概要】

田島童園は、昭和7年少年保護団体として司法省の認可を受け発足しました。昭和24年少年法の改正によって児童福祉施設の教護院となり、同年、財団法人田島童園を創設、26年には養護施設に種別変更(平成10年の法改正で「児童養護施設」)され、翌年社会福祉法人となりました。

平成28年から4年にわたる改築工事を経て、平成31年からは6つのユニットにおいて小規模グループケアを開始するとともに、本館から数十メートル東側において、地域小規模児童養護施設をスタートさせ、現在に至っています。

### 【特に評価の高い点】

#### ◆子どもの意向や主体性の尊重と配慮

子どもの主体性の尊重に関しては運営理念や基本方針、事業計画等に明記されており、ホームごとに子どもと一緒に生活しやすい環境を考え、生活日課は話し合いによって決められています。各ホームの飾りつけ(ホーム玄関の表札や手作りカレンダーなどの子どもの制作物)等からは、子どもたちと共に生活環境を整えている日常の取り組みが伝わってきます。さらに、アルバイトや学習塾、習い事(体操、水泳、ソフトボール、習字、ピアノ)等、子どもに応じた様々な活動を保障し、一人ひとりの趣味や興味にあった活動が行なえるように支援しています。

#### ◆養育・支援の実施も含めた記録管理体制の確立

養育・支援の実施記録は、新任職員研修資料『新人さんいらっしゃい』の中に「記録等の書き方」を組み入れ、また、同資料の中の「気にかけてほしい事、してほしい事」では、メモの使用と管理、パソコンの使い方なども記載され、職員間での周知を図っています。さらにパソコンのネットワークシステムを導入し、日々の支援日誌や各規程集、会議録等の必要なファイルは、各項目ごとにフォルダー分けしパソコン内で保存され、いつでも職員が閲覧・共有できる仕組みを築いています。

### 【改善を求められる点】

#### ◆さらなる安心・安全の確保への組織的なリスクマネジメント体制の構築

非常時の動員計画や不審者対策、暴力事案が起こった場合の対応等のマニュアルの作成を行い、緊急時の連絡体制等の整備し事故発生時の対応と安全確保について職員に周知を図っています。

今後必要な取り組みは、リスクマネジメントに関する責任者の明確化やより安心・安全な養育・支援の実施を目指したインシデント・アクシデント事例を活用する等、発生要因の分析、改善策・再発防止に向けて、リーダー会議やホーム会議、ユニット会議を中心としたさらなる組織的・継続的なリスクマネジメント体制を構築することが求められます。

#### ◆性に関する教育の仕組みづくりの整備

子どもたちには、年相応な他者との付き合いができるよう配慮し、手作り絵本「あかちゃんにもどるといふことは」などを活用し、生と性について学ぶ機会を設けています。職員には、性をタブー視せず日常会話で話せる雰囲気づくりをと、性に関するセミナーへの参加や外部講師の招聘を行い、性教育の研修を実施しています。

今後は、子どもたちの性をめぐる諸課題への支援や学習会の実施、子どもの年齢や発達に応じた性教育のカリキュラムやプログラム作成等、「心と体の委員会」が軸となって、先手先手の体制構築を早急に進めていくことが強く望まれます。

### 【地域小規模児童養護施設】

本体施設から道路沿いに数十メートル余り離れた場所にあります。建物は元々倉庫ということですが、天井が高く開放感あふれたシャレた空間となっています。水回り以外は自由設計が可能なフレキシブルな構造で、生活する子どもの状況に合わせての模様替えも容易とさえ思われるほどです。一部に2階があって職員スペースが設けられています。子どもたちの生活の場とは、ほどよい距離感を感じます。キッチンやリビングもコンパクトに整えられ、3室の2人部屋についても、さほど広いものではありませんが、すべて吹き抜けとなっていて、閉塞感はまったくありません。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

[a]評価を受けて受けている項目においても、施設職員全体に浸透しているとは言えない点もあり、更なる改善が必要とされています。[c]評価については、令和4年度中に[a]ないし[b]にできるように取り組みます。

## ⑨第三者評価結果(別紙)

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】	
<p>■運営理念、養育理念はホームページや広報誌「ひまわり」に記載しています。理念は、5年前に風土プロジェクトを立ち上げ職員会議で決められました。入職時の研修でこの理念の考え方を伝え、職員会議でも繰り返し確認しています。</p> <p>■入所時、保護者には「田島童園での生活について」を、子どもには「生活のしおり」を渡しています。この二つのしおりには、職員が描いた絵を用いて、分かりやすくやさしく説明できるよう工夫されています。</p>	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<p>■社会福祉全体の動向は主に福祉新聞から取得しています。また、地域のニーズは、区の子育て支援課などから情報を得ています。</p> <p>■社会的養護の新しいビジョン(小規模化・地域分散化・高機能化等)に沿った法人・施設の経営環境の分析と課題の把握に、日々努めています。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
<p>■事業計画・報告では、国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づいた職員体制・人材育成の今後の課題や、これまでの園の養育・支援内容の具体的な問題点を明らかにしています。</p> <p>■社会福祉法人の会計を専門とする公認会計士事務所から財務に関する指導を受けています。国が示すビジョンや園の課題について周知を徹底し、各種委員会において改善に向けて取組んでいます。</p>	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】	
<p>■長期計画には、財政基盤の強化や、多機能化として「子ども家庭支援センター」としての役割を果たせるよう相談員の育成を図るなどの構想が盛り込まれています。</p> <p>■中期計画(4, 5年先)として、認知機能に課題のある子どもを支援する施設の開設、人材育成、性教育、アタッチメント形成、地域福祉全般…といった項目を掲げています。</p>	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】	
<p>■単年度の事業計画にも高機能化・地域分散化・多機能化の実現のため推進計画と行程が示されています。「人材確保」「人材育成」を含めた、それらの実現のためのプロジェクトチームを設けることが掲げられています。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】		
<p>■事業計画は、施設長がSverやリーダーなどの管理職と個別に話し合ったうえ、リーダー会で意見をまとめ職員会議を経て、理事会で決定するという流れで策定されていて、策定作業は年末から始められます。</p> <p>■実施状況の把握、評価は、各々のプロジェクトチームにおいて行われています。</p> <p>■今後は、より多くの職員の参画を得て、ボトムアップ方式での策定が期待されます。</p>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
<p>■園の建て替えなど事業計画の一部に関しては、機関紙「ひまわり」の記事となったり、絵本にするなどして保護者や子どもに渡されています。</p> <p>■職員の特技で、絵・イラストなどを用いて分かりやすく視覚化することは当園の強みです。その強みを活かし、事業計画の内容で子どもたちの生活につながる深い部分について、子どもや保護者に情報提供ができるよう、いっそうの工夫と努力が求められます。</p>		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
<p>■養育・支援に求められるさまざまな項目を階層別（1-2年以上・3年以上・管理職）に分け、それらについて、5段階の「自他評価」を毎年実施しています。この自他評価は一人の職員が自身の評価を行なうだけでなく、他者からの客観的な評価も得られるメリットがあり、さらに、主担当やリーダーのアセスメントの後、Sver. がチェックを行ない、フィードバックも行なわれるシステムになっています。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】		
<p>■基本方針や事業計画において、支援に関する評価や課題が文章化され、職員間で課題の共有が図られています。</p> <p>■毎年2月には改善すべき点をまとめ、次年度に生かす仕組みになっています。</p>		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
<p>■広報誌上では、あいさつのほか園の運営についての説明を行なっています。</p> <p>■事業計画において、当該年度の職員体制や組織図・分担内容・委員会・担当を明示し、職員会議でも周知しています。事故や災害時の職員体制については、施設長不在時を含めた動員計画を策定しています。</p> <p>■ホームページの更新が期待されます。</p>		

<p>② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■遵守すべき法令等の情報は各種会議やコンプライアンス研修等への参加などによって直接・間接的に得て、職員会議などで周知を図っています。</p> <p>■法令の改変などを注視することで、園のさらなる信頼度向上のため、今後も、コンプライアンスに基づいた経理処理や労務管理に努められることを期待します。</p>	
<p>(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■施設長は「田島童園の支援に関する基本方針」において『童園の養育・支援の質の現状を把握し、自身のキャリアで培い実践してきた支援を活かし、常に改善に取り組んでいく』ことを表明しています。</p> <p>■これまでの研修担当者を含めた人材育成のプロジェクトチームでは、教育・研修体系づくりや専門分野のスペシャリスト養成の検討などが行なわれてきています。</p>	
<p>② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■専ら社会福祉法人に関わっている公認会計士事務所と契約し、財務上の点検や必要な改善を行なってきました。</p> <p>■これまでの園の支援を踏まえた上で、支援の質の向上のため、職員配置や体制強化に関するプロジェクトチームを発足し検討・実践に取り組んでいます。</p>	

## 2 福祉人材の確保・育成

<p>(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>	第三者 評価結果
<p>① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■中長期計画に基づいて、事業計画に「人員体制」の項目を挙げています。また、これまでの人材の課題を振り返り、次なる体制のための人材育成強化に着手しています。</p> <p>■保育実習生や、ゼミ、実習担当教員の推薦などで人材を確保しています。</p> <p>■ホームページでは、先輩職員の声として『お仕事を選んだきっかけ・印象に残っていること・つらかったこと』を掲載するなどして、求職者が応募する際に、園で実際に働く場合をイメージしやすいものにしていきます。</p>	
<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■勤続3年以内、3年から9年、9年以上の各階層ごとに「期待する職員像」を明確にし、採用や配置、昇進・昇格に関する基準を就業規則に定めています。評価基準を定め、自らの評価だけでなく他者からの評価も行われています。</p> <p>■今後は、育成(目標管理・研修)、活用(キャリアパス・職員配置)、処遇・報酬(給与基準・昇格基準・福利厚生)、評価(人事考課制度等)など、これらの仕組みが一体的に運用されることが求められます。</p>	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【コメント】

■職員数が50人を超えているため産業医の選任、衛生委員会の設置、ストレスチェックを行なっています。  
■昨年度は育児休業を取得した者が1名おり、復帰後、仕事と育児の両立のために勤務時間帯について配慮をしています。  
■職員の希望で、市の児童福祉施設連盟でのバレーボールやソフトボールなどのスポーツレクリエーションに参加しています。  
■ハラスメントに関する相談窓口、育児休業取得の相談窓口の設置が義務化されています。困った時に随時相談にのるという運営ではなく、相談しやすい仕組み、受けた後の解決を図る体制づくりが求められます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

c

【コメント】

■一人ひとりの育成のため、経験や勤務年数に応じて3層に分け、支援者としての資質・支援の質や内容、勤務姿勢等についての「自他評価」を行なっています。  
■上の評価を基にして、次年度の目標、目標期限を定め、面接によって進捗確認を行なう目標管理制度を構築し、実効性の高い育成が行なわれる体制の整備が求められます。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【コメント】

■基本方針や事業計画に「期待する職員像」を明示しています。これまでの養育・支援のありようの反省と改善のために必要とされる職員の姿勢を基本方針にまとめ、さらに、国が示す「社会的養育ビジョン」実現に向けた専門技術やスキルを明らかにして、研修計画が策定されています。  
■園内研修等は毎年度、実施された内容を評価して、計画の見直しが行われています。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

【コメント】

■新規採用職員研修は、4月に5日間、その後は毎月1回管理職・心理士・栄養士・文書業務責任者が担当します。  
■初任者研修は、2～5年目は年4回で管理職が担当しています。  
■リーダー会議を中堅職員の育成の場としています。  
■園内の自主研修として『読書会』があります。「トラウマへの理解」「子どもを動かす法則」「精神発達のみちすじ」「子どものトラウマ」の4冊を読む会で、毎月1回1時間勉強していくことを習慣にする目的で主に新規採用者向けに行われています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【コメント】

■保育士と社会福祉士は、「実習にあたって」「実習全般」「子どもとのかかわり」の三部構成のマニュアルが用意され、受け入れを行なっています。  
■四年制・短期大学などの10校から毎月1～2名を受け入れており、担当者や窓口を設けています。  
■マニュアルの中には「園の基本姿勢」を記載しておくことが大切です。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■法人の運営理念・養育理念・現況報告書・財務諸表・第三者評価結果をホームページで公開しています。また決算広告を広報誌に記載し開示しています。今後、事業計画・事業報告・予算・決算情報等についても公開することが求められます。</p> <p>■苦情・相談の体制を園の玄関に掲示しています。苦情・相談内容や改善対応の状況について半年に一回や一年に一回など、定期的に公開することが求められます。</p> <p>■広報誌は、小・中・高や大学、地域の見守り隊の方々に配布されています。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■経理規程等が定められ、社会福祉法人を専門とする公認会計士事務所に決算や予算、運営について指導を受けています。</p> <p>■組織図に業務の分担と内容、委員会と担当者が記載されています。</p> <p>■今後、公正かつ透明性の高い運営のため、経理や取引等に関するルール通りに執行が行われているかどうか、利害を伴わない外部の専門家による監査等の実施が望まれます。</p>	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■地域との関わりについての考え方を事業計画に記載しています。ただ、このところ、コロナ感染拡大による外出自粛で地域の活動そのものが減少しています。</p> <p>■小学校のPTAや行事(盆踊りや地蔵盆、餅つき大会など)、防火活動、地域の見守り隊に職員が参加しています。子どもたちの日常のお買い物、病院への通院などにも職員が同行しています。</p> <p>■子どもたちの友だちが遊びの誘いに来ています。例えば、園内のホールで、卓球などのレクリエーションができればよいと思われ、検討が望まれます。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■ボランティアの受け入れ・アンケート・ボランティアへの願いなどについて示されたマニュアルがあります。</p> <p>■子どもと遊んだり宿題を見るボランティア、園の玄関口の花の手入れや手芸の指導などのほか様々なボランティアを受け入れています。</p> <p>■地元小学校からは教員の実習を受け入れ、学校教育への協力も行なわれています。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■社会資源に関するリストや資料を作成し、掲示もされています。</p> <p>■小中学校とは年に2回、定期的な連絡会が行われています。</p> <p>■施設長会や生活指導会、サポート委員会など、不登校をはじめとする地域の問題の解決のため、地域のネットワーク化に取り組まれています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】		
<p>■地域の子どもが楽しめる交流の場を作るために、生野みらい協議会・生野南小学校PTA・子ども会・青年団体連合会・青年指導員・青年福祉委員・生野みらい小学校等々、多くの機関や団体と共同で「生野みらいフェスタ」を開催し、たくさんの参加を得ています。準備の過程や行事のなかで、おのずと地域の福祉ニーズが把握できるものと思われま。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<p>■南小学校と連携し「ライフストーリーワーク」に取り組んだり、市立デザイン教育研究所とのタイアップで「子どもの想像力を育てる遊び」の開発を進めたりしています。</p> <p>■商店街では、関西電気保安協会と共同での催し(電池づくり)や、里親啓発のためのイベントを行なうなど、地域コミュニティの活性化に貢献しています。パネル展示やチラシ・風船の配布、また、ライオンズクラブなど団体の集いでも、里親制度の説明や体験談を聞く場なども持っています。</p>		

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
<p>■倫理綱領や規程を策定し、具体的な事例などを基にして子どもの尊重や基本的人権への配慮について理解するための話し合いを随時行なっています。</p> <p>■研修では、「施設内にいる子どもたちの理解と養育の基本」「心に傷を抱えた子どもへの基本姿勢」「支援者としての在り方」を主たるテーマとしています。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】		
<p>■「プライバシー及び秘密保持について」と題したマニュアルは、『入所児童に関すること』『児童の在園確認や問い合わせについて』『生活の中のプライバシー保護』の3章構成となっています。</p> <p>■「生活の中のプライバシー保護」では、家族・生育のことや児童の疾病・感染症に関することなど様々な場面を想定して、その時々職員のすべき姿勢を示しています。</p> <p>■「個を尊重する支援」を大事にしたいという基本方針を明確にし、ユニット会議などで日常的に周知を図っています。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
<p>■入所のしおり『田島童園での生活について』は保護者用と子ども用に分かれており、ルビを振り、絵を用いるなど易しく説明されています。</p> <p>■子ども向けのしおりでは、どんな支援員と生活するのか、一日の暮らしの流れ、2つの生活目標など、子どもへの思いを伝え、自己決定を促すような中身になっています。</p> <p>■見学にも対応し、乳児院からの入所では、ならし保育を行なうなど保護者・子どもが安心できるよう努力しています。</p>		



<p>② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■支援の開始時には、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの利益が守る姿勢とともに、自己決定の尊重と促しも大切に        する支援について、保護者や子どもへ丁寧に説明しています。        ■養育・支援の過程における説明や同意についても、施設で定められた様式に基づいて同じ手順・内容で行な        っており、記録、同意書などを書面で残しています。</p>	
<p>③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行        っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■措置変更の際には養育・支援の継続性に配慮し、一定様式の書面により引継ぎが行われています。        ■退所後の相談などは、直前の担当職員が窓口となっています。退所後の相談方法について「卒園するあなたへ」と        いうしおりを渡しています。        ■園の近くで一人で暮らしている児童には、随時家庭訪問が行なわれています。</p>	
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	
第三者 評価結果	
<p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っ        ている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■園では、クリスマス会をはじめとする季節ごとの行事や生活のルールについて、「子どもミーティング」での自主        的な話し合いを行っており、職員も出席しています。        ■精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験を積み重ね、よりよく生きられる安心感につなげるためには、子どもの満        足についての把握はとても大切です。満足度調査、個別聴取、子ども会議などを用い、その定期的な把握を行うこ        とが望まれます。</p>	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■苦情解決システムの規程があり、窓口は施設長となっています。その仕組みについての掲示があり、入所のしお        りにも記載されています。意見箱は職員室の前に置かれていますが、他者の目を気にせず申し出しやすい場所に        設置すること望まれます。        ■苦情内容に関する検討や対応策に関しては職員会議で話し合われていますが、一定期間内の受付件数、主たる内        容、検討の経過や結果について、個人情報に配慮しつつ、ホームページや広報誌への掲載等によって公開するこ        とが求められます。</p>	
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知        している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■相談や意見を自主的・積極的に行なうよう「生活のしおり」に記し、「権利ノート」の活用を子どもミーティングでも        勧めたりしています。        ■子どもがより自由に意見表明ができ、子どもと職員のさらなる良好な関係づくりのためにも、相談窓口を明確に        し、掲示などにより周知を図っていくことが必要です。また、日常的な言葉かけを心がけることも大切です。</p>	
<p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応してい        る。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■生活環境の改善に関する意見や要望の把握は、主に「子どもミーティング」で行なわれています。把握した相談や        意見については、事案によって速やかに対応できない場合は、進捗状況を伝えるなど中間報告を行なうことが大切        です。また、対応マニュアルについては、定期的な点検・見直しが求められます。</p>	

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■管理規程や組織図に、施設長が施設の運営管理全般等の全体の責任者として明記するとともに、将来的な引き継ぎも見据えて、園長代理が全体のマネジメント、副園長が支援全体の向上・改善とマネジメントを行うことを記載しています。</p> <p>■非常時の動員計画や不審者対策、暴力事案が起こった場合の対応等のマニュアルが備わり、緊急時の連絡体制を整備して、事故発生時の対応と安全確保についての周知を図っています。警察署から提供のあった不審者対応のDVDの視聴や避難訓練等、安全確保や事故防止に関する研修も行われています。</p> <p>■今後、リスクマネジメントに関する責任者の明確化やインシデント・アクシデント事例の積極活用によって、発生要因の分析、再発防止に向けての改善策検討などが、より組織的で継続的になされるリスクマネジメント体制が構築が望まれます。</p>	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■看護師が中心となり、子どもたちに手洗いの励行やマスクの着用など日常的に声掛けを行ない、感染症予防の徹底を図っています。また、看護師や栄養士による衛生管理についての研修・勉強会等も持たれています。</p> <p>■国や市などからの行政上の通知等も、適時・迅速に職員会議等で伝達・周知されています。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>■防災管理の担当者を置き、避難訓練も担当を決めて毎月の訓練等を実施しています。</p> <p>■様々な災害(火事・地震、浸水等)を想定する中で、ハザードマップの活用や連絡網・備蓄品リストを作成するなど、子どもの安全確保のために施設ぐるみで取り組んでいます。</p> <p>■今後、災害時の様々なシチュエーションに対応できるよう、事業継続計画(BCP)を作成すること、また、市児童福祉施設連盟のサポート委員会等とも連携しながら、より幅広い情報収集のための取り組みも望まれます。</p>	

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>■「田島童園の支援に関する基本方針」や事業計画の中で、養育・支援の標準的な実施方法、支援活動における重点的な取組みなどについて明示されています。</p> <p>■職員会議やホーム会議、ユニット会議等で、養育・支援の実施方法を確認し周知しています。また会議において課題や危惧される点などについて共有し、課題の背景や理由等を示しながら解決策の提示を行なって、職員が方針や目的(結果・未来・解決像)を正しく理解できる体制を設けています。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>■自立支援計画の見直しの仕組みは、「評価と修正シート」の様式を基に前半期支援の振り返りを行ない、評価・修正しています。その後後半期の振り返りは、2月に支援の評価・修正を行って次年度へと繋げています。</p> <p>■施設長は職員の声に耳を傾けながら、リーダー会議では「田島童園で働くにあたって」や「チームリーダーとしてやってほしいこと、言ってほしくないこと」、「リーダーへのお願い」等を伝え、養育・支援の実施方法の検証や見直しも随時行なっています。</p> <p>■子どもの意向については、個別担当職員が日常的な対話等によって子どもの意見を吸い上げて集約する仕組みが築かれています。</p>	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 ■自立支援計画策定には責任者を置き、法人独自のアセスメントシートを活用して、担当職員が心理職等との連携により策定しています。児童相談所や学校など関係機関と合議し、子どもの意向も反映するよう努めています。 ■支援困難ケースの対応については、随時カンファレンスやホーム会議を持ち、検討を重ねています。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	
【コメント】 ■職員会議やホーム会議等を通じて半年に1回自立支援計画の評価・見直しを行ない、職員間で養育・支援の課題の共有に努めています。また、再アセスメントを要するケースでは、主担当やリーダー、SVer、副施設長等が参加して会議を持ち、必要に応じた緊急な変更も可能になっています。	
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 ■養育・支援の実施状況の記録は、新任職員研修資料「新人さんいらっしゃい」の中に『記録等の書き方』を組入れ、また同じ中の『気にかけてほしい事、してほしい事』では、メモの使用と管理、PCの使い方等も記載し、職員間で共有しています。 ■ネットワークシステムを導入し、日々の支援日誌や各規程集、会議録等の必要なファイルは各項目ごとにフォルダ分けしPC内で保存しており、いつでも職員が閲覧できる仕組みを構築し情報共有を図っています。	
② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	
【コメント】 ■個人情報保護規定に基づき、子どもの記録の保管・廃棄・情報の提供に関する規則を定めています。また個人情報保護や守秘義務等に関する職員教育も「新人さんいらっしゃい」の中に記載しています。 ■子どもや保護者等への個人情報の取り扱いについては、ホームページのプライバシーポリシーや「田島童園での生活について(保護者用)」「せいかつのおしおり(子ども用)」に記載しています。今後、個人情報の取り扱いについて、ホームページやしおり等を活用しながらの、より分かりやすく説明できる工夫が期待されます。	

内容評価基準 (25項目) □

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 ■子どもの権利擁護については、就業規則や管理規程の中で虐待や体罰の禁止について明記し、基本方針や事業計画では、支援活動における重点的な取り組み等の中で具体的に示し、職員への理解や周知を図っています。 ■月1回の生活指導部会では、特に子どもの暴力防止や安心・安全の確立に焦点を当てた話し合いが行なわれています。また、職員間での「自他評価」は、権利侵害の防止や早期発見にも役立っています。 ■子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障しています。	

(2) 権利について理解を促す取組

- ① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

b

【コメント】

■入所時に「子どもの権利ノート」や「せいかつのしおり」を配布し、子どもの年齢や発達状況に応じて施設ルールの説明とともに社会的な権利や主体性、自主性等についても話されています。  
■日常の新聞やテレビのニュースから、いじめや自殺等についても話す機会を設けています。  
■子どもミーティングや施設長が日頃より伝えていることを絵本にしたもの(職員の手作り)を活用し、自他の権利等について分かりやすく伝える機会があり、子どもや職員間で共通する言葉やキャラクターを用いて子どもの興味を惹き、大切なことが浸透しやすいように取り組んでいます。

(3) 生き立ちを振り返る取組

- ① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。

a

【コメント】

■子どもの求めや事情に応じて生き立ちの整理ができるよう一人ひとりのアルバムを準備し、写真にコメントや日付を書き加えたものを整えています。  
■ホームごとで部屋に写真を飾ったりアルバムを備えたりしていて、子どもが自由に閲覧できるようになっています。これらはDVDに収められ、退所時に渡されています。  
■生き立ちなどの内容や伝え方は、ホーム会議やユニット会議、職員会議等で必要な共有が行なわれています。また、個々の背景によって児童相談所と連携し、ライフストーリーワークの実施や事実の告知等についても慎重に対応しています。さらに、その過程や結果を十分に評価しながら、フォロー体制も整えて対応しています。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

- ① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

【コメント】

■就業規則や管理規程に虐待(体罰)の禁止を明示し、また基本方針とともに「暴力事案が起こった場合の対応」「虐待対応マニュアルに基づく行動指針」が作成され、被措置児童等虐待の防止に向けた体制整備が図られています。  
■新任職員研修や職員会議、マルトリートメント研修等では、不適切な関わりの具体的な事例を用いて虐待防止への取り組みを行なっています。  
■「せいかつのしおり」の中で『困ったことがあったら大人に伝える』『意見箱を活用する』など子どもが自分自身を守るための知識や具体的手段について記載しており、また、手作り絵本も活用しながら、日頃から不適切な関わりの具体例を子どもに示して、子ども自らが訴えることができるように導いています。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

- ① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

a

【コメント】

■それぞれのホームで、子どもと一緒に考えて生活しやすい環境を整え、話し合いによって日課を決めています。また各ホームの飾りつけ(ホーム玄関の表札や写真入り手作りカレンダー・子どもの制作物等)を行ない、生活環境を共に作っていると子どもたちが実感できるような取り組みを行なっています。  
■アルバイトや学習塾、習い事(体操、水泳、ソフトボール、習字、ピアノ)等、個々の子どもに応じた活動を保障し、一人ひとりの趣味や興味のある活動が主体的に行えるように支援しています。  
■職員との買い物体験の中で金銭感覚が身につくような支援を行ない、自立を控えた子どもには、自主性を高める意味からも、多目的室での学習(通常は自室で行なう)を認めています。

(6) 支援の継続性とアフターケア	
① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】	
<p>■入所してくる子どもの情報をあらかじめ職員間で共有し、受け入れホームの子どもたちと話し合い、歓迎会や食事メニュー、部屋の飾りつけまでを決めています。また、子どもと保護者が繋がりを維持することができるよう、様々な配慮をしています。</p> <p>■乳児院等からの措置変更の場合は、職員が事前に何度も施設訪問し、また、前施設の職員と一緒に見学してもらうなどして、できる限り不安の軽減が図れるよう配慮しています。</p>	
② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】	
<p>■子どもとの話し合いながら、ニーズに合わせて措置延長を行ない、多目的室を活用するなど自立に向けたリービングケアに取り組んでいます。</p> <p>■退所後の状況の把握とアフターケアの取り組みは、支援日誌の専用フォルダーに記録しています。</p> <p>■進学での措置延長、高校中退児の措置継続も実施し、自立への支援やお金の管理を行なっています。また、個々の生活上の問題に耳を傾ける機会を設けたり、グループホームや障害者就業・生活支援センター等の地域資源を活用しながら、退所に向けた支援を行なっています。</p>	

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。		b
【コメント】		
<p>■一貫して、目の前の事象に捉われず、子どもの気持ちに寄り添い、なぜその行為に至ったのか、その経緯や背景をも探りながら、問題の本質に対応する支援を心掛けています。</p> <p>■ホーム会議やユニット会議等から、子どもたちの心情や生育歴の理解を図り、職員間で役割分担しながら対応するようにしています。</p> <p>■発達上の課題やアタッチメントの問題等を有する子どもの理解と対応に際しては、リーダーやSV職員、心理職のアドバイスを受ける体制が整っています。</p> <p>■今後は、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め理解するため、意見箱、アンケートや子どもミーティング等によって、職員に対する子どもの信頼感について正しく捉えるための取り組みが望まれます。</p>		
② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。		a
【コメント】		
<p>■一人ひとりの基本的欲求が満たせるよう、できる限り日常生活の中で個別的な時間を設けて、子どもと職員の関係性を大切にしています。また夜間子どもが目覚めた際、大人の存在が感じることができるよう職員がリビングで就寝する等、安心感に配慮した取り組みを行なっています。</p> <p>■クラブ活動や塾等の門限についても、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重し、子どもに身近な各ホーム職員の一定の裁量により柔軟に対応しています。</p>		

③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

a

【コメント】

■子どもが自らできることは見守り、難しいようであれば必要に応じて支援やフォローを行なっています。  
■低年齢児のホームでは職員配置を厚くし、職員が子どもを十分に見守り、支援できるような体制を整えています。さらには、子どもミーティングや個別の話し合いを通じて、日課の改善や生活しやすい環境の整備がなされています。  
■今後、必要以上の指示や制止になっていないか、各ホーム会議やユニット会議、リーダー会議等を通して、引き続き職員間で話し合う機会を設け、より丁寧に関われるような取り組みが期待されます。

④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

b

【コメント】

■各ホームに子どもの年齢や発達段階に応じた本や玩具が用意され自由に使うことができます。また、地域での遊びや行事、農作業等にも参加しています。  
■「子どもカレンダー」の作成など、子どもたちの主体性・自主性を大切にした取り組みを実施しています。また、地域の行事やスポーツクラブ活動、習い事等への参加については、子どもたちの意思を尊重するようにしています。  
■子どもたちのニーズ全てに応えることが困難と思われる。年齢や発達に応じ子どもが納得できる説明ができるよう、さらなる工夫が望まれます。

⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

a

【コメント】

■職員と子どもと一緒に買い物に行き、金額設定した上で子どもが自らお菓子を決めて購入しています。また、地域のスポーツ活動への参加などを通して、子どもの年齢や発達状況を踏まえ、社会常識や社会規範が身につくよう支援しています。  
■子どもが自らの目標を立てたり、誓いの文書を作成し掲示するなどの取り組みが、各フロアの裁量により行われており、生活の営みを通して基本的な生活習慣が確立するよう養育・支援しています。  
■生活する上でのルールづくりは、子どもミーティング等で話し合われています。  
■インターネットやSNSに関する知識については、スマートフォンの所持にあたり、個別もしくは小人数で学習会を実施し、アプリやインスタグラム、ツイッター等に関する知識が身につくように支援しています。

(2) 食生活

① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

■各ホームの食事スペースは清潔感や温かみを感じられ、楽しくコミュニケーションが取れるような雰囲気づくりがなされています。アレルギー食への配慮やクラブ活動・アルバイトなどでの遅い食事への対応も、各ホームで行なっています。  
■各ホームには、調理時間や白米・牛乳の使用などの決め事やその理由等を記したものが掲示されており、安全面や衛生面への細やかな配慮が行われています。  
■各フロアでは、主菜・副菜のレシピがファイリングされ、キッチン周りの食器や調味料の配置を同じ場所にするなど、他のフロア職員が交替で勤務した場合にも、食事提供などがスムーズに対応できるよう配慮されています。  
■食育委員会を3か月1回開催し、嗜好の把握と献立への反映、食事の調理法や食育について等の話し合いが行なわれています。また、手作りおやつや料理を作る体験も日常的に行われており、特に新任職員は入職より初めの3か月間に、栄養士からの調理技術講習が設けられています。

(3) 衣生活

- ① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

■衣服については、毎日洗濯し季節ごとに補充・交換しています。衣類は、職員のアドバイスにより、子ども自らが選んで購入をしています。  
■中高生には衣服の管理や補修も自分でできるよう、職員が子どもたちに見えるところで洗濯し、たたんだりアイロンを使ったりして見せています。また、衣習慣が身についていない子どもには、気候や生活場面、汚れ等に応じて、その都度声掛けを行なうようにしています。

(4) 住生活

- ① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【コメント】

■平成31年4月に改築され、本体施設6ユニット、地域小規模児童養護施設1棟に分かれていて、幼児期以外は2人部屋となっており、個人のベットや机を設けプライベート空間を確保した安心・安全な環境が整えられています。衣服や日用品は個人所有でクローゼットに自己管理しています。各ホームのキッチンやリビングは清潔に保たれ、家庭的な雰囲気への配慮がなされています。  
■毎日室内の清掃を行ない、修繕が必要な箇所があれば迅速に対応しています。子どもの発達に応じて、割り当て表を作成して職員と一緒に掃除をし、清掃・整理整頓の習慣が身に付くよう取り組まれています。

(5) 健康と安全

- ① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

■毎日検温を行ない、幼児期は便の状況も確認し、手洗いやうがい等も随時子どもたちに促しています。  
■嘱託医と連携し定期的に身体測定や健康診断を実施し、日頃から子どもたちの心身の健康の観察を行なっています。また、看護師を配置し、職員会議等で医療や健康に関する学習機会を持っています。各ホームでは服薬チェック表を作成するなどして、医療機関や看護師と連携しながら注意深く服薬管理を行なっています。  
■新任職員研修では、手指消毒、感染症に関することやエプロンの着脱についても研修を実施し、職員の衛生意識の徹底を図っています。

(6) 性に関する教育

- ① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【コメント】

■子どもたちには「年相応な他者との付き合いができること」を念頭に支援しています。また、手作り絵本「あかちゃんにもどるといことは」を活用するなどして、生と性について学ぶ機会を設けています。  
■職員には性をタブー視せず、日常会話で話せる雰囲気づくりが行なえるよう、性に関するセミナーへの参加や外部講師を招聘して、性教育研修を実施しています。  
■現在、「心と体の委員会」が中心となり、子どもたちの性をめぐる諸課題への支援や学習会の実施等に向け準備が進められています。性教育のカリキュラムやプログラムの作成作業等が、より迅速に進められることが望まれます。また、子どもへのアウトリーチ型の性教育の早期実施についても検討が望まれます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

■子どもの暴力・不適応行動があった場合は、連絡会等で情報共有を図りながら施設全体で対応し解決に向けて対応しています。また周囲の子どもを守るためにショートステイルーム等が活用されています。暴力等が過度な場合は、男性職員や生活指導部の職員のサポートを受けながら、ホールディングする等の対応を行ない、各ホーム間で連携し対応しています。  
■「暴力事案が起こった場合の対応」や「虐待対応マニュアルに基づく行動指針」「マルトリートメント」「思春期の対応」「子どものトラウマ」「田島童園の支援に関する基本方針」と、様々なマニュアル等を活用し、職員間で意見交換をしながら行動上の問題への支援知識や技術の習得を重ねています。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

■子どもの年齢や発達上の課題に配慮しながら、職員の勤務時間や職員配置、各ホームの性格を大切に考え子どもの居住の場を検討しています。また課題のある子どもや入所間もない子どもについては、児童相談所とも連携して再調査やあらためてアセスメントをするなどして、必要な個別支援に努めています。  
■職員間の連携やフォロー体制による信頼関係が保たれ、職員手作りの絵本や子どもたちが作ったキャラクター等を活用しながら、日常の中で他者に対する配慮や気持ち、接し方について子どもも感じ取れるよう意識しています。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

■自立支援計画作成には心理職も参加し、心理的ケアが必要な子どもには施設内セラピーや児童相談所による心理的ケアの実施、また地域の心療内科クリニックの利用も行われています。  
■心理職は、ホーム会議やユニット会議に参加しています。またセラピーの時間以外にはフロア担当職員と話し合いの時間を持って情報共有が行なわれています。  
■必要に応じて、児童相談所と連携し、保護者も入ったカンファレンスが行なわれています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

■各ホームで個別の机を準備し、学習環境を整えています。多目的室も活用して勉強部屋として利用しています。  
■アルバイトの学習指導や地域の学習塾も活用し、個々の学力に応じた進学支援も行なっています。また、学力に課題のある子どもに対しては、週末に問題集を与えるなど、基礎学力回復の支援にも努めています。  
■学期ごとに開かれる小・中学校連絡会は、子どもの情報共有や理解の場となっています。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

b

【コメント】

■子どもが選択する進路に向けて必要な経済的支援の諸制度について、奨学金等の情報収集を行い、本人の意見尊重を基本に必要な助言をしながら自己決定を促す支援を行なっています。  
■進路の変更などやむを得ない状況での措置延長などにも臨機応変に対応したり、高校中退の場合の通信制利用、就労にむけた支援も行なっており、多様なフォローアップ体制が整えられています。



<p>③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>■アルバイトや就労に向けた自動車運転免許取得を積極的に奨励しています。職場実習は主に高校の職場体験を活用し、また実習先や体験先の開拓は、子どもたちが情報誌やインターネットで検索したり、過去につながりのあったアルバイト先の協力を得るなどしています。</p> <p>■今後さらに協力事業主等の新規開拓に力を注ぎ、社会経験拡大の場のいっそうの多様化に向けた取り組みが望まれます。</p>	
<p>(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>	
<p>① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■家庭支援専門相談員やFSW委員会を中心に、家族からの相談対応や家族関係の調整に取り組んでいます。</p> <p>■施設や学校行事等の連絡や、面会・外泊・一時帰宅などの機会を通して家族との関係づくりに取り組んでいます。</p> <p>■帰宅の可能性があれば、支援計画や各会議、カンファレンス等を行ないながら、実現に向けた調整に努力しています。</p> <p>■もし保護者等による不適切な関わりを把握した場合には、児童相談所等とも連携し適切な対応をとっています。</p>	
<p>(11) 親子関係の再構築支援</p>	
<p>① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>■子どものニーズを踏まえ、親子関係改善シートを活用しながら、自立支援計画の作成や各会議、カンファレンス等においてケースの見立て、親子関係の再構築支援方針の共有化を図っています。</p> <p>■十分な情報共有の上、家庭支援専門相談員やSver・リーダー職員が児童相談所等の関係機関とも連携しながら段階を踏み介入して親子関係の継続・修復に努めています。</p> <p>■向かいにある別館(なないろ)を、ともに食事を摂るなど親子交流の場として用いながら、家族関係修復や、養育力向上への取り組みも行なっています。</p>	